

19 動薬第 538 号
平成 19 年 6 月 1 日

社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省動物医薬品検査所長

「薬事法関係事務の取扱いについて」の一部改正について

「動物医薬品検査所標準製剤等配布規程」（昭和 45 年 5 月 1 日農林省告示第 637 号。以下「配布規程」という。）により当所が地方公共団体等に配布している微生物株等については、これまで、配布を受けようとする者に対する特別の要件を付さずに、「申請書に記載された目的以外には絶対に使用しないこと。」等の条件で配布してきたところです。

しかしながら、適正な感染症対策の総合的推進を図る観点から、生物テロや事故による感染症の発生・まん延を防止するための病原体等の管理体制の確立等所要の措置を講ずるために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 106 号）が公布され、平成 19 年 6 月 1 日から施行されました。

このため、配布規程により当所が配布している標準製剤等のうち病原微生物に該当するものについては、今後、配布を受けようとする者がバイオセーフティレベルを規定する他、適切に病原微生物の取扱いや保管管理を行い得ることが確認できる場合のみ配布することとするため、「薬事法関係事務の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 動薬 A 第 418 号農林水産省動物医薬品検査所長通知）を、別紙新旧対照表のとおり一部改正しましたので、ご了知の上、貴会会員への周知をお願いします。